

日本学術会議の運営に関する内規（平成17年10月4日 日本学術会議第1回幹事会決定）
別表第2（第11条関係）

平成 21年4月6日

日本学術会議会長 殿

課題別委員会設置提案書（案）

日本学術会議が科学に関する重要課題、緊急的な対処を必要とする課題について審議する必要があるので、日本学術会議の運営に関する内規第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり課題別委員会の設置を提案します。

記

- 1 提案者（※ 設置提案者は、会長、副会長、部長、既存の委員長又は5名以上の会員）
猪口 邦子（第一部会員）
江原由美子（第一部会員）
戒能 民江（第一部会員）
鷺谷いつみ（第二部会員）
後藤 俊夫（第三部会員）
- 2 委員会名（仮称）
人間の安全保障とジェンダー委員会
- 3 設置期間 平成21年4月6日から平成22年4月30日まで
- 4 課題の内容
(1) 課題の概要

人間の安全保障は、1990年代半ばに登場し、定着してきた概念である。冷戦終焉後、従来の国家安全保障のアプローチでは対処しがたい様々なグローバル脆弱性が顕在化してきた。たとえば大規模な災害（地震、風水害）、環境劣化、資源・食糧危機、大規模な新型感染症、武力紛争やテロリズム、組織犯罪（武器、薬物、人身取引）、貧困・所得格差、強制された移住などである。自然現象に起因する被害であっても、関係政府・非政府組織の非力さや腐敗などのために、人為的に増幅される場合が稀ではない。これに対して人間の安全保障は、個人に焦点を合わせ、その生存や人権を国家の枠を超えて保障することを含むアプローチとして、国連開発計画やカナダ政府、日本政府などによって先導されてきたが、ジェンダー視点は必ずしも明確でない。本委員会では、人間の安全保障の諸課題をジェンダー視点から検討し、「日本版」とも称されるアプローチが一層有効となることに資する提言を目指す。

(2) 審議の必要性と達成すべき結果

(1)に列挙したような global vulnerabilities では、被害が女性や子どもに偏りがちであることが指摘されている。不可避な天災と見える事象であっても、その被災のあり方には、経済的資源（所得・資産）、情報アクセス、mobilityに関する社会規範などによって差が生じ、救済活動・復興活動の遅れや偏りと関連する2次以降の被害では human factors がいっそう看過できない。そうした human factors のなかでもジェンダーは基軸的な次元である。にもかかわらず、人間の安全保障に関するジェンダー視点からの検討は不十分と考えざるを得ない。

国際社会で提唱されている人間の安全保障概念には、「恐怖からの自由」を重視するカナダ政府のバージョンと、「欠乏からの自由」を同等に重視する日本政府のバージョンがあるとされ、「日本版」の理念は高く評価されている。特に、人間の安全保障を基本方針の1つに掲げた日本の新ODA大綱（2003年策定）およびその中期政策（2005年策定）が、男女共同参画の視点ないしジェンダーの視点を重視していることは注目される。しかし、そうした基本方針を有効に実施していくことは、外交政策・国際協力政策と国内諸政策の政策一貫性を図ることも含めて、なお今後の課題に属しており、学術の側での検討が寄与するように要請されていると考える。

(3) 日本学術会議が過去（又は現在）行った関連する報告等の有無（※ 有の場合、それを受けて提案する委員会でのどのような審議をするか）

学術会議ではこれまでに、第19期のジェンダー研究連絡委員会が「人間の安全保障とジェンダー」をテーマとしてシンポジウムを主催し*1、また第20期において「持続可能な社会のための科学と技術に関する国際会議2007」のセッションとして「開発戦略と人間の安全保障」を行っている*2。ただ、いずれの取組みにも自然科学からの検討は含まれていない。すなわち前者は（国際）政治と法および地域研究からの接近であり、後者は国際協力および開発論からの接近であってジェンダー視点は明示的でない。本委員会ではこれらの取組みを踏まえつつ、新たな global vulnerabilities を含めて総合的な検討を行う。

*1: 第19期日本学術会議ジェンダー研究連絡委員会主催「人間の安全保障とジェンダー」。2005年6月4日、神戸大学にて開催

*2: 第20期日本学術会議「持続可能な社会のための科学と技術に関する国際会議2007」第1セッション。2007年9月7日、日本学術会議講堂にて開催

学術会議が現在取り組んでいる「日本の展望」委員会のテーマ別検討分科会との関連では、「持続可能な世界」分科会、および「安全とリスク」分科会の検討課題と重なる部分がある。しかし、両分科会とも日本の国際協力・開発援助へのアプローチという課題設定はしていないと思われる。また「世界とアジアのなかの日本」分科会では「人間の安全保障」をキーワードに使用しない方針であり、本委員会では同概念を

ジェンダー視点から吟味の対象とする。さらに「社会の再生産」分科会では、日本社会に焦点を当てる方向で議論が進んでいる。

- (4) 政府機関等国内の諸機関、国際機関、他国アカデミー等の関連する報告等の有無(※ 有の場合、その名称、発出元、公表年、及びそれを受けて提案する委員会でどのような審議をするか)

日本のODA政策では、分野横断的な基本方針として、グッド・ガバナンス、人間の安全保障、ジェンダーが並列されており、それらの基本方針の間の接合については検討が不十分と考えられる。そのため一連の取り組みでも(「人間の安全保障委員会」を創設し5回の会合と対話集会、分野別研究会を実施し最終報告書、(日本政府主導で)人間の安全保障フレンズ会合、外務省主催で人間の安全保障シンポジウム(2006年12月)、ジェンダー視点は見当たらない。

東京大学では、大学院総合文化研究科の5専攻(言語情報科学専攻、超域文化科学専攻、地域文化研究専攻、国際社会科学専攻、広域科学専攻)と連携する独立のプログラム「人間の安全保障」を2004年4月から発足させているが、専攻の特色や科目にはジェンダー視点は明示されていない。また東北大学では、大学院農学研究科、医学系研究科、国際文化研究科および環境科学研究科が、2005年4月から「ヒューマン・セキュリティ連携国際教育プログラム」を発足させている。うち国際文化研究科ではジェンダーがプログラムのキーワードとされているが、他の3研究科については明確でない。さらに東北大学では2003-2007年度21世紀COEプログラム「男女共同参画社会の法と政策—ジェンダー法・政策研究センター」において、6つの研究クラスターの1つを「人間の安全保障」とした。

2007年9月には、国際政治学、国際関係論からのアプローチを中心として、開発研究、あるいはリスク研究やサステナビリティ(持続性)研究にも翼を広げようとする「人間の安全保障教育研究コンソーシアム」が発足した*3。2008年9月20-21日に大阪大学で開催された2008年度大会では、若手研究者による研究発表大会の第1部が、「人間の安全保障とジェンダー、マイグレーション」に充てられた。

*3: 2007-2008年度の参加団体は、明治学院大学国際平和研究所/東京大学大学院総合文化研究科「人間の安全保障」プログラム/東海大学平和戦略国際研究所/愛知大学国際問題研究所/中部大学人間安全保障研究センター/名古屋大学大学院国際開発研究科/立命館大学大学院国際関係研究科「人間の安全保障」研究グループ/大阪大学グローバルコラボレーションセンター/大阪大学大学院国際公共政策研究科国際安全保障政策研究センター人間の安全保障部門/大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター/神戸大学大学院国際協力研究科貧困削減研究クラスター

財団法人アジア女性交流・研究フォーラムが主催するアジア女性会議の第15回において「人間の安全保障とジェンダー」がテーマとされ、猪口邦子上智大学教授が

軍縮外交の現場からという基調講演を行っている（2004年11月6日）。

国際機関では、Joint United Nations Programme on HIV/AIDS が2000年11月にナミビアで専門家会合"The HIV/AIDS Pandemic and its Gender Implications"を開催しており、2008年9月24-26日には国連INSTRAW（International Research and Training Institute for the Advancement of Women）およびUNIFEM（Development Fund for Women）が、他団体と共催で、International Forum on Gender-based Violence and Human Security をサンディエゴ大学で開催している。2008年5月にはギリシャ外務省の委託調査報告“Gender, Climate Change and Human Security Lessons from Bangladesh, Ghana and Senegal”が、カナダを中心とする諸政府の「人間の安全保障ネットワーク」に向けて提出された。なお、アメリカのボストン地域の教育研究機関は、フォード財団の支援により「ジェンダー、安全保障、人権」コンソーシアムを2002年から発足させており、武力紛争および安全保障とジェンダーに関して教育研究と社会還元活動を行っている。

本委員会は、これらの機会を通じて蓄積された報告や議事録等で示された知見について学術的認識をまとめ、さらに新たな global vulnerabilities を含めて総合的な検討を行う。

- (5) 各府省等からの審議要請の有無（※ 有の場合、具体的に）

無し

5 審議の進め方

- (1) 課題検討への主体的参加者

人間の安全保障およびジェンダーに関する研究をリードする学者および、社会提言のための議論に有効な知識を有する学者で構成する。

- (2) 必要な専門分野及び構成委員数

すべての専門分野。

会員及び連携会員並びに特任連携会員、計15名以内。

- (3) 中間目標を含む完了に至るスケジュール

委員会外部からも意見聴取を行い、検討を深め、平成21年12月を目途に報告の素案を作成の上、平成22年3月を目途に報告書を作成する。

6 その他課題に関する参考情報（※ 分科会を設置する場合は名称、役割、構成委員数）